

川西市障がい者プラン2029(案)に係る 市議会意見と市の検討結果

11/28に実施した委員協議会の後に議員のみなさまから提出されたご意見については、「11/28委員協議会後の意見」欄に「*」を付記しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
1	【全体】	パブリックコメントの資料について、点字や音声、ルビ打ち、多言語の対応となっているのか。できていなければ、障がい者が当事者として、それらを自分の計画としてチェックできるように整えること。	パブリックコメントの資料について、全てをルビ打ち、点字、多言語で対応することはできませんが、当該資料の掲載につきましては、多言語や個人のソフトウェアで音声を読み取りやすいよう工夫いたしました。また、添付資料につきましては、計画案（本冊）以外の概要、意見提出手続及び意見提出様式をルビ打ちのものを作成し、あわせて掲載いたしました。さらに、手話での意見提出手続説明動画を作成し、配信いたしました。 なお、点字対応につきましては、点字作成に時間を要するため、パブリックコメント中での対応はできませんでしたが、今後は、計画概要版を作成する際、対応してまいります。	
2	【全体】	事故にあって脳の障がい「高次脳機能障がい」だったり、見た目だけではわからない障がいの方もたくさんいるため、そのような方がいるということをこの施策の中で載せること。	計画の中で、全ての障がいについて記述するのは難しいため、本計画3ページにおいて、「高次脳機能障がい」など見た目ではわからない障がい者も含め、障がい者の考え方を記載しております。	
3	【計画】7ページ・25ページ	7ページ記載の前計画の全体評価での指数（計画全体の自己評価でできた・概ねできたの合計87.5%）と、25ページ記載の福祉サービスの利用満足度のアンケート結果（満足している・まあまあ満足しているの合計71%）に大きな開きがあるため、これを埋めていく計画であり、福祉サービスも全体評価と同じ達成度まで上げていくことを目標とした計画にすること。	障害福祉サービスの利用満足度を更に引き上げられるよう、事業者や関係機関等との連携、協力を図りながら、各サービスの充実を図ってまいります。	
4	【計画】11ページ	障がい児支援の充実について、重症心身障がい児に対する支援体制の整備とあるが、その中での「身近な地域」とは、何を指すのか。	本計画では、自宅で生活することを想定し、その上で通所の負担を小さくできる地域を「身近な地域」として、支援体制の充実に向けてまいります。	
5	【計画】13ページ	身体障がいの等級のうち、2、4級が減少、5、6級が増加傾向にあるという記載がある。近年、周囲から障がい認定の基準が厳しくなっているように感じると聞き及んでいるが、因果関係があるのではないかと感じている。 国の基準に基づき判定しているとのことではあるが、障がい認定を受ける方がそういう印象を持たないようにすること。	身体障害者手帳の認定は、国の基準に基づいて兵庫県で判定されており、障がい認定の基準が特に厳しくなっているとは聞き及んでおりません。今後は、市民に誤解が生じないように丁寧に対応してまいります。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
6	【計画】19ページ	市内の障がい者福祉施設数の推移の表の中で下から5行目の計画相談支援障害児相談支援の部分が増減4というのは5の誤りではないか。	ご指摘のとおり、「5」で訂正いたします。	
7	【計画】20～22ページの分布図全般	分布図に引かれている黒い線が中学校区と思われるが、説明の記載がないこと。	分布図内の黒い線は、各中学校区を表す線ですので、ご意見を踏まえて、各中学校区名を記載するなど、わかりやすく表記いたします。	
8	【計画】28ページ	アンケート調査の結果から、「どこに相談したらいいかわからない」というのが一番困っているところで示されているが、様々な支援があるのにたどり着くにはどうしたらいいか。このことに対する施策はどれに当たるのか。 コンシェルジュサービスや相談センターのような、ここに言えば、適した支援を探して案内してくれる窓口、困っている市民の方を見た周りの人が、教えてあげられるような窓口、特に後発的に障がいを負った人がどのようなサービスがあるか知ることができ、より身近に障がいに関する情報をもらえるような仕組みがあればいいのではないか。	現在、市内には、相談支援の中核機関である基幹相談支援センター、何でも相談できる委託相談支援事業所、サービスプランを作成する計画相談支援事業所があり、国が示す3層の相談支援体制が整備されているところです。 また、本計画においては、「相談しやすい窓口の構築」を重点施策として掲げ、各相談支援事業所の認知度の向上や、誰もが相談しやすい、わかりやすい窓口づくりを進めていくこととしています。	
9	【計画】29ページ	外出した時に困ることで公共交通機関の問題、道のバリアフリーの問題、交通費で経費がかかるという結果が出ているが、計画の中で移動についてのことがあまり書かれていないと思った。 地域での訪問型支え合い、活動への支援を検討しているとのことではあるが、地域だけに任されても難しいところもあるため、それぞれの障がいの実態に応じた取組を構築すること。	障がい者の移動に関する支援につきまして、本計画79ページ「(2)移動・交通対策の推進」に掲げているもののほか、障害福祉サービス等では、同行援護や行動援護、移動支援を実施いたしております。また、移動が困難な方には、日常生活に必要な移動用具や補装具の助成も実施しているところです。 地域での訪問型支え合い、活動への支援につきましては、関係所管と連携し、仕組みづくりを進めてまいります。	
10	【計画】34ページ	「川西市が障がい者にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと」のグラフで「サービス利用の手続きの簡素化」が46.7%と高い数値を示している。 それに対する施策について、計画を読んでも「手続きの簡素化」の文言が見当たらないが、相談体制の充実に含まれているのか。	相談体制の充実に含まれておりません。 サービス利用の手続きの簡素化につきましては、計画に盛り込まれておりませんが、現在、市民の利便性向上のため、各種手続きのオンライン化を進めているところです。	*

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
11	【計画】41ページ	職員の確保について、介護福祉士、保育士の確保が非常に難しい状況となっており、市内の公立保育所・認定こども園で予定どおりの配置ができていないところは少なく、1～2名足りない状況で運営している。留守家庭児童育成クラブや幼稚園、学校でも同じような状況である。この部分を本気で抜本的に解決しよう考えること。	職員の確保については、国の配置基準を満たしておりますが、余裕を持った体制ではないと認識しております。福祉職員の確保におきましては、令和6年度から国では介護職員に対する処遇改善が行われる予定であるほか、市では、継続して介護職員初任者研修を実施するとともに、人材の確保、育成の方策を検討してまいります。	
12	【計画】54ページ	障がい者の雇用・就労の部分で障がい者の自立・社会参加について考えると、一般就労で普通の賃金を確保するというのが難しく、そのような状況でも働く方のやりがいを保証していくという施策はないのか。賃金の底上げや、障がいの状況に応じた働き方であっても、それなりの給料が支払われる仕組みづくりを市からも国へ投げかけること。	障がい者の一般雇用及び福祉的就労を総合的に支援するため、本計画の重点施策として「障がい者の雇用・就労支援拠点」の創設を掲げ、工賃の引き上げや障がい者の働く場である雇用先の開拓などにおいてしっかりと取り組んでまいります。賃金の底上げ等につきましては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性において、就労継続支援事業における工賃の向上のための報酬体系の見直しを行う予定があり、今後、国の障がい者雇用・就労における各施策の動向を注視し、適宜国に対し要望してまいります。	
13	【計画】59ページ	アンケート自由回答欄に記載のある、通所施設の整備の中で送迎サービスを入れてほしいという意見が出ている上、宿泊を伴う同行援護も希望される方もおり、障がいのある方でも自分で決めて自分で行動できる状況に整えること。	通所施設の送迎サービスにつきましては、各事業者が行うサービスですが、利用者ニーズに応じて増加傾向にあります。同行援護につきましては、利用者の希望があれば、宿泊を伴う同行援護の利用は可能です。サービスを提供している実時間を1日毎に算定しており、利用者が利用しやすいように設定しております。	
14	【計画】69ページ	成果指標のアウトカム指標について、幸せに関する市民の実感平均点数が市民実感調査になっており、障がい者が影響してくるのは小さいのではないかと感じた。市民実感調査が悪いわけではないが障がい者対象の実感調査と比較できるようにしてはどうか。	障がい者アンケートは、3年毎に実施しているため、毎年実施する市民実態調査を活用して、基本目標の進捗状況に対する評価を行うこととしております。ご意見を踏まえ、障がい者の幸せに関する実感度を確認できるよう、今後実施する障がい者アンケートで工夫してまいります。	
15	【計画】71ページ	相談窓口について、24時間365日可能な相談窓口はあるのか。緊急時は市役所に言えるんだという安心材料があると助かるため、わかりやすく周知すること。計画について、概要版や大人版、子供版のような計画を作ってもらってそこに「困りごとはここに」という案内を載せること。	現状は、24時間365日可能な相談窓口は、ございませんが、土日等緊急時の対応としましては、市職員で対応しているところであります。また、計画の概要版での記載につきましては、検討してまいります。	

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
16	【計画】74ページ・78 ページ	手話サポーター養成者数を4年で300人、年間70人にされた根拠を知りたい。新規施策として上げているのだから、もう少し多くてもいいのではないが。	手話サポーター養成講座は、1講座あたり10人程度を想定した上で、関係機関との調整で開催数を決定し、目標値を設定しております。	
17	【計画】75ページ以降 の施策内容の施策番号	【11101】等と一見で理解できない数字が記載されている。施策に対するナンバリングかと思うが、おそらく内部の把握のための数字かと思うので、計画書には記載しないこと。	多岐にわたる施策があるため、事業の進捗状況を管理するために記載いたします。	*
18	【計画】77ページ	インクルーシブ教育とペアレント・トレーニングが教育の担当課が所管になっていると思うが、1課であるのか、2課なのか。	インクルーシブ教育につきましては、教育現場との協力、連携が必要なため、担当所管は、障害福祉課と教育保育課としております。また、保護者の子育てに対する不安解消を目的としたペアレント・トレーニングについては、こども支援課で実施していくこととしています。	
19	【計画】83ページ	改正障害者差別解消法が改正され、合理的配慮について事業者にも義務化されるが、市でも何か対策されるのか。	事業者における合理的配慮の義務化については、まずは事業者に向けた啓発を進めてまいります。今後は、事業者等からの相談に的確に対応できる体制づくりを庁内関係所管と連携して進めてまいります。	
20	【計画】83ページ	障害者自立支援法ができたときの雇用に関してジョブコーチという話題があったと思うが、今はどのような取扱いになっているのか。	雇用に関するジョブコーチにつきましては、現在阪神北圏域就業・生活支援センターが主に行っておりますが、今後、障がい者の雇用・就労支援拠点においても、ジョブコーチも含めて取り組んでまいりたいと考えております。	
21	【計画】83～84ページ	障がい者の雇用・就労について取り上げてもらっているが、障がいがあるからといって自分に適した仕事を探す必要はあり、現状では、窓口が少ないと感じている。やってみてから違うと感じたり他の仕事を検討しようとする、より多くの受入先が必要となってくるので、1つでも多くの受入窓口方策を展開すること。	障がい者等に適した仕事を調整するため、多くの受入先の確保が必要ということは大変重要だと認識しております。本計画においては、新たに「障がい者の雇用・就労支援拠点の創設」を重点施策として掲げ、就労に関する相談をはじめ、雇用先の開拓、採用に向けた支援、調整など障がい者等の働きたいという希望を実現するため、総合的に就労促進を図り、障がい者の自立した社会参加を推進していくこととしています。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
22	【計画】85ページ	一般就労の促進について、一般就労が進まない理由の1つに企業側の理解が追いついていない部分がある。一般就労で働ける障がい者の方は長所と短所がはっきりしているため、長所を伸ばせる働き方を企業側が理解した上で採用するという施策を行うこと。	障がい者の雇用・就労支援拠点において、採用に向けた支援、調整を行うとともに、企業に対する障がいへの理解も取り組んでまいります。	
23	【計画】 パブコメ前 85ページ パブコメ後 86ページ	阪神友愛食品株式会社への出資というところの記述がわかりにくい。障がい者の雇用に関して専門的に運営している企業であるが、現在、川西市からは1名しか利用がない状況。川西市の利用者を増やす観点からも出資の目的をわかりやすく記載すること。	ご意見を踏まえて、出資目的を加筆いたします。	
24	【計画】 パブコメ前 87ページ パブコメ後 88ページ	農福連携の就労支援について、土に触れると心のケアもできると聞くため、農業との連携を積極的に取り入れ、一人でも多くの方が自分は社会に貢献できていると実感できる就労支援を進めること。	関係所管と連携し、市内の農地を活用した障がい者の就労機会の創出に努めてまいります。	
25	【計画】96ページ	オーダーメイド支援プランについて、高齢化が進む中この問題は非常に大事な問題と認識しているが、どこの範囲の障がいを持っている方を対象にしているのか、令和11年で1,500人というのは全員を対象として考えている数字なのか。記述が少なく感じるため、詳しく書くこと。	令和6年度からオーダーメイド支援プランにかかる制度設計を進めていく予定です。現在、想定しているのは、障害福祉サービス等の利用者や障害者手帳所持者、自立支援医療受給者で、当該制度の利用を希望する18歳以上の方を対象と考えております。今後、制度設計する中でより具体的に議論し、市民にわかりやすく説明できるよう進めてまいります。	
26	【計画】97ページ	「1. 相談しやすい体制づくりと情報提供の充実」の施策の方向の欄で「サービス利用の手続きの簡素化に努める」もしくは「サービス利用の手続きの簡素化について利用者・事業者ともに調査する」など、現状で高い数値を示している項目に対する施策を示す必要があるのではないかと。	「サービス利用の手続きの簡素化」につきましては、計画に盛り込まれておりませんが、現在、市民の利便性向上のため、各種手続きのオンライン化を進めているところです。また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性において、事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化を進めていくこととしており、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。	*
27	【計画】99～100ページ	生活支援施策の充実についての中で触れているガイドヘルパーについて、宿泊も含めて前向きに検討すること。	利用者の希望があれば、宿泊を伴う同行援護を利用することができます。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
28	【計画】100ページ	ごみの戸別回収について、条件が非常に厳しいと感じられる。要件の見直しも含めてお願いしたいと思う。	現段階で要件の見直しは考えていませんが、要件を満たしていない方でも、認知症や急な病気などでごみの排出が困難と認められた世帯については、面談を実施し柔軟に対応しているため、誤解が生じないように修正します。	
29	【計画】101ページ	親なき後をみんなで支える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進についてを今回新規で掲げられているので、今までは親なき後のプランが全くなかったのかと思ってしまう。本人だけでなく、家族の安心材料となる施策を作っていくと捉えて良いのか。	「オーダーメイド支援プラン」は、新たに将来を見据えた中長期的な支援プランとして作成し、5年先あるいは10年先で本人が希望する生活を聞き取り、その生活を実現するためのプランで、家族の不安、本人の不安解消につなげていきたいと考えております。	
30	【計画】105ページ	福祉の事業所に介護職員が集まらない理由としては処遇の問題だと思っている。限られた財源の中ではあると思うが、効果的に福祉の人材を集める方向で考えること。	令和6年度から国では介護職員に対する処遇改善が行われる予定であるほか、市では、継続して介護職員初任者研修を実施するとともに、人材の確保、育成の方策を検討してまいります。また、教育委員会が実施する「地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」」事業に協力し、子どもの頃から福祉に触れる機会を増やし、障がいに対する理解を深めることで、福祉に関心を持ち、福祉につながる人材の育成に努めてまいります。	
31	【計画】108ページ	健康福祉事務所等との連携強化について、精神保健福祉対策の円滑な推進のためにの部分であえて「警察」という文言を入れる意味があるのか。精神障がい者への偏見や思い込みがまだまだある現状なのであえて入れる必要はないと思う。	「警察」という文言を削除します。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
32	【計画】110ページ	活動指標で保育所等訪問支援事業の利用者数をあげた理由を知りたい。実際にこの支援事業を利用した数が増えたからとって、効果があったかどうかわかりにくいと感じる。教室に馴染めていない子どもの割合のうち解消できた人数という形で上げた方向で考えること。	保育所等訪問支援は、未就学児から就学児まで幅広い年代に対し、集団活動の適応のために必要な支援を行うもので、「障がい児の地域社会へ参加、包容（インクルージョン）推進体制の構築」に資するものであるため、利用者数を指標とすることは妥当と考えています。また、保育所等訪問支援事業の利用者数は、国が示しております基本指針の活動指標としてもあげられているため、本市も同様の指標といたしました。	
33	【計画】110ページ	川西さくら園の運営のところで、児童発達支援センターとしてあり方を整理し、機能強化を図るとあるが具体的な計画はあるのか。老朽化しているし、手狭になったりしている。また、相談業務は増加しているため、それに対応できるよう、待たなくてもいいよう検討すること。	川西さくら園は川西市社会福祉協議会が指定管理者として運営しています。地域の社会資源も変化している中、川西さくら園のあり方について社会福祉協議会と協議を重ねています。また、児童福祉法改正により児童発達支援センターの機能強化が示されましたので、事業とリンクさせながら、どのように機能を強化していくのか検討を進めていきます。また、相談業務の増加については社会福祉協議会とともに課題として捉えておりますので、待ち時間の解消も含めて協議を重ねていきます。	
34	【計画】113ページ・ 162ページ	ペアレント・トレーニングについて、現在受けられている人数及び内容・ニーズを満たしているのか等を聞きたい。子どもの得意、不得意を親が知り、子どもの良いところを伸ばしてやれるアプローチの方法を学ぶ場や安心して子育てできる環境づくりに努めていただきたい。ペアトレとは、どのようなものが広く発信していただき子育てをするコツを今後も検討していただきたい。また、6回だけでなく、初級編等、広くペアトレを広げること。	令和5年度のペアレント・トレーニングには、13名の参加がありました。子育てに対する不安等の解消のため、講義とグループワークを中心に、子どもの行動理論を学び、ほめ方やしかり方の養育スキルを6回の講義を通じて学びました。その中で自分と同じ立場の方と意見を交換したり、養育スキルを学んだりすることで子育ての不安解消に繋がっています。令和5年度はトレーニングの効果が顕著と言われている未就学児の保護者を対象にしましたが、就学児の保護者からも参加希望があり、ニーズがあると考えられます。今後は対象者の拡大も図っていきます。また、より多くの保護者にトレーニングを受講してもらえよう、理解促進の活動や広報の強化を図ります。	

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	11/28 委員協議会 後の意見
35	【計画】114ページ	県立川西カリヨンの丘特別支援学校との連携による特別支援教育の充実というところで、さらなる充実をめざしますというのなら、是非地域との交流を図りますという文言も入れること。	本市としては、地域にある学校として、積極的に地域との交流を図っていく働きかけを行ってまいります。	
36	【計画】170ページ	計画の推進体制 障がい者の部分で、『自立をめざし、能力に応じて社会に貢献することが望めます。』という表現に非常に違和感を感じる。1ページの計画策定の趣旨では、我が国の障がい者施策は障がい者及び障がい児が基本的に人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことと書かれている。お互いに支え合えるような社会をつくっていくこと、インクルーシブ社会を創っていくというのが世界の流れである。全体評価は9割近いのに対し、個人の評価は71%というところのギャップを感じている。このプランが100%充実をしたら、障がい者は、このとおり、能力に応じて社会貢献できる。誤解のないよう文言を含めて精査すること。	誤解が生じないよう、「必要な支援を受けながら」という表現を追記いたします。	
37	【計画】177ページ	グループホームの定員が載っているが、川西市では施設の人数制限は設けていないのか。	グループホームの定員制限について、市での人数制限はございませんが、国の基準に従っております。	